まざまな理由で介護を必要 険者は、疾病以外でも、さ

とする人であればサービス

はケアマネジャー

状態が決定したら、まず

長崎新聞 平成 31 年 4 月 22 日朝刊より

1・6倍に増え、サービ

ました。

同制度の被保険者は40歳

くてはならないものとなり 加しています。同制度はな ス利用者は 3・2 倍に増 ※新聞記事のレイアウトを変更しております。

ください。

質 問 介護保険の利用方法を教えて



65歳以上の高齢者は約 発足した 2000 年から、 介護保険制度

回

答

サービス」▽自宅に住む人 家族の相談などの「支援 受けなくてもかまいません。 無理に同制度のサービスを 族の協力などで不要な人は が必要な人であっても、家 を受けられます。逆に介護 ▽受けるサービスの計画書 (ケアプラン) の作成や、 サービスの種類としては 思った方は、まず市町村の ませんし、 す。また、 本人でなく家族でもかまい 窓口に相談してください。 があります。 密着型介護サービス」-できるよう支援する「地域 地域で生活を続けることが サービスを受けたいと 電話でも可能で かかりつけ医か

対象疾病が限られています 歳までの2号被保険者は 以上のすべての人です。

が、65歳以上の1号被保

にまず

者数人からなる「介護認定 サービスが適当かを述べた 有無や区分を決定します。 審査会」で、要介護状態の 市町村から任命された有識 れます。この二つを基に、 者の状態や、 「主治医意見書」が提出さ 今どのような

で申請を行います。 町村の担当者が訪問し、 できます。 ら連絡をしてもらうことも 人の体の状態を確認した上 相談があると市

から自分に合った人を選

ネ)を決めます。

並行して、 の基準に従い調査します。 度訪問し、心身の状態を国 申請後に認定調査員が再 主治医からは患

設サービス」▽住み慣れた

のための「居宅介護サービ ス」▽施設に入居する「施

ことができます。 サービス内容が定められて り、受けることができる 決めます。状態の程度によ 本人、家族がケアマネと話 きは自己負担になります。 超えてサービスを受けると 定められています。規定を 支給される金額の上限も います。また、1カ月に し合いながらケアプランを 介護保険は単に要介護者

を総合的に受けられ、家族 保健、医療、 自立を支援する制度です。 ることを目指した制度です ることができる社会をつく の負担も減ります。 の世話をするだけでなく、 尊厳を持って生き 福祉サービス (県医師会) 人が最

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

後まで、